

令和4年度

第24回豊頃町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年8月31日（木）午後1時20分～午後2時20分
2. 開催場所 豊頃町役場4階 委員会室
3. 委員の出欠 出席 14人 欠席 0人

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	遠藤秀徳	出	8	相澤和幸	出
2	山崎仁志	出	9	門茂子	出
3	河崎正己	出	10	山田雅江	出
4	根本篤和	出	11	加島富浩	出
5	松崎文一	出	12	熊野信夫	出
6	川口亜矢子	出	13	村上浩保	出
7	泉信之	出	14	井下睦男	出

4. 議事日程 議案第1号 土地の現況証明願について
議案第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第4号 農用地利用集積計画の作成の要請について
5. 臨席者
6. 事務局 林谷一徳事務局長 寺本恭啓事務局次長 佐藤ひとみ事務員
7. 署名委員 議席6番 川口 亜矢子 議席7番 泉 信之

局 長	<p>皆さんお忙しい中、ご出席をいただきありがとうございます。 それでは、只今から第 24 回農業委員会総会を開催致します。 それでは、農業委員会憲章を朗唱しますので、ご起立願います。</p> <p>(豊頃町農業委員会憲章を朗唱する)</p>
局 長	<p>ありがとうございました。ご着席下さい。 それでは、ここで井下会長からご挨拶を頂きます。</p>
会 長	<p>(挨拶趣旨)</p> <p>委員のみなさんには、何かとお忙しい中、本日の総会にご出席いただきまして大変ありがとうございます。</p> <p>本来でありますと、収穫作業の最盛期を迎えるということですが、今日は、また、雨模様の天気であります。24 日の日に、町内の作況調査がございまして、遠藤代理と局長と、3 人で農業委員会の方から参加をさせていただきました。24 日の日は、天候がその日だけ良かったように思います。作柄等につきましては、豆類等は蒔き付け時期の干ばつで、発芽が不揃いで心配されたわけですが、豆類全体に関しては、平年並みの作況ということでした。日照不足等ありましたけど、湿度が高く、気温も高くて、豆類に関しては、この間の時点では、平年作という報告を受けました。芋類に関しても、圃場によって、ばらつきもありますが、数も成っている圃場もありますし、大きな芋も成っている圃場もありました。ただ、これから収穫作業を向えるにあたり、この天気ですので一部、ふやけてきていて、腐れ等も入ってきているような感じで、心配をしている状況です。3 日の日から東工連のほうで、でんぷんのでん原いもの加工も始まりますが、ほとんど本町も含め、近隣町村でも芋堀等の作業は、出来ない状況ですので、いつになったら、収穫作業が出来るのか、心配しております。また、コントラの方もですね、雨の間の天気を見ながらの作業ですが、あと 2 日、3 日程度で 2 番の切込みは終わるように聞いております。なにせ、雨が多いので、牧草地でもダンプが入れない状況で、今年は収穫作業に苦勞する年だと思っております。また、週末に台風 11 号ですが、こちらに向けてくる様な状況ですが、被害が極力少なくなることを望んでいる所です。本日の総会ですが、1 時間程度で、終わる予定をしております。みなさんのご協力をいただいて、早速、総会の方を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思っております。</p>
局 長	<p>ありがとうございました。 それではこの後は、井下会長の進行によりを進めてまいります。よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>それでは、議事録署名委員の指名をさせていただきます。議席番号 6 番 川口 亜矢子委員、7 番 泉信之委員をお願いしたいと思います。 それでは、事務局から経過報告等をお願いします。</p>

局長	(経過報告書により報告をする。)
会長	はい。只今の経過報告等ございましたが、何かご質問等ございませんか。
委員	ありません。
議長	はい。無いということですので、議事に入らせていただきます。 議案書 1 ページになります。議案第 1 号「土地の現況証明願について」を議題といたします。「番号 1 番」の説明をお願いします。
次長	はい、議案第 1 号「土地の現況証明願について」ご説明いたします。下記の土地の現況証明願がありましたので、審議を求めるものでございます。 それでは、「番号 1 番」です。土地については、礼作別 番地 及び 番地 で、地目は公簿畑で、現況は農地・採草放牧地以外、面積は合計 m ² 、調査地目は雑種地です。土地所有者及び申請者は、礼作別 番地 さんで、申請目的は、地目変更登記のためです。なお、位置図については 2 ページに添付してございますのでご確認ください。 以上で番号 1 番の説明を終わります。
議長	はい。只今、事務局から説明がありましたけれども、この件につきましては、8 月 18 日に現地調査を実施しております。地元委員であります泉委員の方から説明をお願いいたします。
委員	はい、7 番です。 さんの所は、何十年来と、実は倉庫、車庫等が建っていたのを私は記憶しておりまして、今回、現地調査を行った際には、車庫等は解体され、きれいな更地になっておりました。ただ、この周りは建物等に使われていて、新たに、また、畑ということにはなるような状況ではございませんので、ご審議の方よろしく申し上げます。
議長	只今、泉委員から説明がありましたけれども、この件について何かあれば受け賜わりたいと思いますが何かございませんか。
委員	ありません。
議長	無いということですので、このように決定させていただきます。続きまして事務局「番号 2 番」を説明願います。
次長	番号 2 番について説明いたします。土地につきましては、統内 番地他筆で、地目は公簿原野で現況は農地・採草放牧地以外、面積は合計 m ² 、調査地目は、統内 番地、 番地、 番地は山林、 番地、 番地は原野です。土地所有者及び申請者は、帯広市西 条南 丁目 番地、 で、申請目的は、評価地目変更のためです。なお、位置図については、3 ペ

	<p>ージに添付してございます。</p> <p>以上で番号2番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>はい。只今、事務局から説明がありましたけれども、この件につきましても、8月18日に現地調査を実施しております。地元委員であります泉委員からご説明をお願いいたします。</p>
委 員	<p>はい。7番です。この土地は、前所有者の方が、何十年も前に山林等に有刺鉄線を張り巡らして、放牧をしておりました。この中で 番の地番ですが、一部は若干小木があるか位ですが、今畑にできるかと言うと、難しいのではないかと思いますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>只今、泉委員から説明がありましたけれども、この件について何かあれば受け賜わりたいと思いますが、ございませんか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>はい。無いということでございますので、この様に決定させていただきます。続きまして「番号3番」の説明をお願いします。</p>
次 長	<p>番号3番についてご説明いたします。土地につきましては北栄 番地及び 番地、地目は公簿畑で、現況は農地・採草放牧地以外、面積は合計㎡、調査地目は、 番地 は宅地、 番地 は雑種地です。土地所有者及び申請者は、 さんで、申請目的は地目変更登記のためです。なお、位置図は4ページに添付してございます。</p> <p>以上で番号3番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>はい。只今、事務局から説明がありましたけれども、この件につきましても8月18日に現地調査を実施しております。地元委員であります村上委員からご説明願いたいと思います。</p>
委 員	<p>はい。13番です。この土地に関しましては、只今事務局から説明があった通りでございまして、今現在、畑というよりは、庭木等が植えてあるような感じでありまして、畑として使えるような感じではありません。宅地にするとということですので問題無いと思われませんが、ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>只今、村上委員から説明がありましたけれども、この件につて何かあれば受け賜わりたいと思いますが、ございますか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>はい。無いということでございますので、この様に決定させていただきます。</p>

す。続きまして5ページ、議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題といたします。関連がございますので「番号1番から6番」一括でご審議願いたいと思います。事務局説明をお願いします。

次 長

議案第2号農地法第18条第6項の規定による通知についてご説明いたします。法の規定により農地等の賃貸借設定の合意解約の通知がありましたので審議を求めるものであります。

この6件については、今まで礼文内の さんが、利用権の設定を受けていましたが6月に亡くなられたため、新たに さんに利用権の設定を行うため、解約するものです。いずれも基盤強化法による賃借権の設定がされていた案件で、すべてすべて引き渡しを行う6か月以内の合意であり適正であるものと判断します。

1番から6番まで、設定を受けていた方は、礼文内 番地被相続人さん、相続人 さんです。設定をしていた方は、番号1番が豊頃番地 さん。番号2番は礼文内 番地 さん、番号3番は礼文内 番地 さん。番号4番は礼文内 番地 さん。番号5番は礼文内 番地 さん。番号6番は旅来番地 さんで、土地につきましては、それぞれ記載のとおりです。以上で、番号1番から6番までの説明を終わります。

議 長

はい。只今、事務局から説明がありましたけれども、何かあれば受け賜わりたいと思います。ございませんか。

委 員

ありません。

議 長

はい。無いということでございますので、通知書のとおり決定とさせていただきます。続きまして、7ページ、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局「番号1番」を説明願います。

次 長

議案第3号農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。下記の件につきまして、農地法第3条の規定による農地等の使用貸借による権利の設定許可申請がありましたのでご審議を求めるものでございます。

それでは、番号1番についてですが、権利を設定後、権利を有するすべての農地を使用すること、機械・労働力・技術・農作業従事要件など農地法第3条第2項の許可をしない要件には該当しないため、許可の要件はすべて満たしていることを申し添えます。

貸人は、礼文内 番地 さん、借人は、礼文内 番地 さんです。土地につきましては、礼文内 番地で、地目は公簿、現況共に畑、面積は m²、経営内容以降についてはここに記載のとおりです。なお、使用貸借の期間は10年間、始期は令和4年9月1日から終期は

	<p>令和 13 年 12 月 31 日です。8 ページに位置図を添付してございます。細めの斜線で表示している土地が今回の該当となっている土地です。</p> <p>以上で番号 1 番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>只今、事務局から説明がありましたけれども、この件につきましても、8 月 18 日に現地調査を実施しております。地元委員であります山崎委員からご説明願いたいと思います。</p>
委 員	<p>はい。2 番です。内容等については、事務局の説明の通りです。 さんが、亡くなられたということで、 さんが、農業後継者ということとなりましたので、このような形となりました。ご審議の程よろしく願います。</p>
議 長	<p>只今、山崎委員から説明がありましたけれども、この件について何かあれば受け賜りたいと思います。ございませんか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>はい。無いということでございますので、このように決定をさせていただきます。続きまして議案書 10 ページ、議案第 4 号「農用地利用集積計画の作成の要請について」を議題といたします。関連がございますので、番号 1 番から番号 8 番について 8 件を一括ご審議願います。事務局説明願います。</p>
次 長	<p>議案第 4 号農用地利用集積計画の作成の要請についてご説明いたします。農業経営基盤強化促進法第 15 条第 1 項の規定により、農業経営改善計画認定農家を相手とする利用権設定等の利用関係を調整した結果、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められるので、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、下記の農用地利用集積計画をもって豊頃町長に対し農用地利用集積計画の作成を要請することについてご審議を求めるものでございます。</p> <p>本議案の案件は農業経営基盤強化促進法に関する基本構想に適合し、農用地を効率的に利用しなければならない点など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に規定する農用地利用集積計画作成の各要件を満たしているものと考えます。</p> <p>それでは、番号 1 番から 8 番について利用権の設定を受ける方は、礼文内 番地 さんです。</p> <p>続いて、番号 1 番。利用権を設定する方は礼文内 番地 さん、土地につきましては、豊頃 番地ほか 筆、地目は公簿畑及び原野、現況は畑で、面積は合計 ㎡です。利用権設定等の種類は、賃借権設定で期間は 10 年間、始期は令和 4 年 12 月 1 日から、終期は令和 14 年 11 月 30 日までです。借賃は年額 円、10a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。位置図は 14 ページに添付してございます。細目</p>

の斜線で表示している部分が本件の対象地です。また、15 ページに拡大図、16 ページに求積図を添付してございますのであわせてご確認ください。

続いて番号 2 番で、利用権を設定する方は、豊頃 番地 さん、土地につきましては、豊頃 番地の内及び 番地の内、地目は公簿・現況共に畑です。面積は合計 m^2 、利用権設定等の種類は、賃借権設定で、期間は 10 年間、始期は令和 4 年 9 月 5 日公告の日から、終期は令和 14 年 11 月 30 日までです。借賃は年額 円、10a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。位置図は 14 ページをご覧ください。こちら、小さい点で表示しているところが本件の対象地です。また、17 ページに求積図を添付してございます。

続いて、番号 3 番です。利用権を設定する方は、礼文内 番地 さん、土地につきましては、礼文内 番地 ほか 筆、地目は公簿・現況共に畑です。面積は合計 m^2 、利用権設定等の種類は、賃借権設定で、期間は 10 年間、始期は令和 4 年 12 月 1 日から、終期は令和 14 年 11 月 30 日です。借賃は年額 円、10a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。位置図については、18 ページをご覧ください。細い斜線で表示しているところが本件の対象地です。また求積図を 19、20 ページに添付してございます。

続きまして、番号 4 番です。利用権を設定する方は、礼文内 番地 さん、土地につきましては、礼文内 番地 ほか 筆、地目は公簿・現況共に畑です。面積は合計 m^2 、利用権設定等の種類は、賃借権設定で、期間は 10 年間、始期は令和 4 年 12 月 1 日から、終期は令和 14 年 11 月 30 日です。借賃は年額 円で、10a 当たり 円、支払方法は記載のとおりです。位置図は 8 ページに添付してございます。太めの線を表示しているところが本件の対象地です。また求積図は 9 ページに添付してございます。

続いて、番号 5 番です。利用権を設定する方は、礼文内 番地 さん、土地につきましては、礼文内 番地の内 ほか 筆、地目は、公簿は畑・山林、現況は畑です。面積は合計 m^2 、利用権設定等の種類は、賃借権設定で、期間は 10 年間、始期は令和 4 年 9 月 5 日から、終期は令和 14 年 11 月 30 日です。借賃は年額 円で、10a 当たり 円、支払方法は記載のとおりです。位置図については 18 ページをご覧ください。また、21 ページに求積図を添付してございます。

続いて、番号 6 番です。利用権を設定する方は、礼文内 番地 さん、土地につきましては、礼文内 番地、地目は、公簿・現況共に畑です。面積は m^2 、利用権設定等の種類は、賃借権設定で期間は 10 年間、始期は令和 4 年 9 月 5 日公告の日から、終期は令和 14 年 11 月 30 日です。借賃は年額 円で、10a 当たり 円、支払方法は記載のとおりです。位置図は 18 ページに添付してございます。小さい点で表示したところが本件の対象地です。

続いて、番号 7 番。利用権を設定する方は、礼文内 番地 さん、土地につきましては、礼文内 番地、地目は、公簿・現況共に畑で

	<p>す。面積は m²、利用権設定等の種類は、賃借権設定で期間は10年間、始期は令和4年9月5日公告の日から、終期は令和14年11月30日です。借賃は年額 円で、10a当たり 円、支払方法は記載のとおりです。位置図は14ページに添付してございます。波線で表示したところが本件の申請地です。</p> <p>続いて、番号8番です。利用権を設定する方は、旅来 番地 さん、土地につきましては、旅来 番地 の内 ほか 筆、地目は、公簿は畑及び牧場で、現況は畑です。面積は合計 m²、利用権設定等の種類は、賃借権設定で期間は10年間、始期は令和4年9月5日公告の日から、終期は令和14年11月30日です。借賃は年額 円で、10a当たり 円、支払方法は記載のとおりです。22ページに位置図、23ページから26ページに求積図を添付してございます。</p> <p>以上で番号1番から8番の説明をおわります。</p>
議 長	<p>只今、事務局から番号1番から8番までの説明がありました。本件については、すべて8月18日に現地調査を行い、調整会議を取り行っております。まず、番号1番から3番の案件について、調整委員長には泉委員がなっておりますので、泉委員の方から説明願いたいと思います。</p>
委 員	<p>はい。7番です。今、事務局から詳細な説明があった通りです。 さんが、6月に亡くなりまして、新たに さんが、経営を移譲したということで、条件等についても新たに10年間ということで、まったく内容的には変わってないです。地元においても問題無いということでしたので、このように決めさせていただきました。ご審議のほどよろしく願います。</p>
議 長	<p>只今、泉委員から説明がありましたけれども、何かあれば受け賜わりたいと思います。ございませんか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>はい。無いということでございますので、このように決定させていただきます。続きまして、番号4番から6番の案件につきまして、調整委員長には村上委員がなっておりますので、村上委員の方から説明願いたいと思います。</p>
委 員	<p>はい。13番です。これらの件につきましても、先ほど、事務局から説明があった内容でありまして、先ほど泉委員が説明のとおりでありまして、今度 さんに引き継がれるということで、内容等も今までと一っしょいということで、地区としては、問題無いということですので、この様に決めさせていただきました。ご審議の程よろしく願います。</p>
議 長	<p>只今、村上委員から説明がありましたけれども、何かあれば受け賜わりたいと思います。ございませんか。</p>

委員	ありません。
議長	はい。無いということですので、このように決定させていただきます。続きまして、番号7番と8番の案件につきまして、調整委員長には加島委員がなっておりますので、加島委員の方から説明願いたいと思います。
委員	はい。11番です。事務局から詳細に説明があった通り、今度さんが経営者ということで、賃貸も今まで通り、同一条件であり地域的に問題無いということなので、ご審議の程よろしくお願ひします。
議長	只今、加島委員から説明がありましたけれども、何かあれば受け賜わりたいと思います。ございませんか。
委員	ありません。
議長	はい。無いということですので、このように決定させていただきます。続きまして、番号9番について、事務局説明願ひます。
次長	番号9番についてご説明いたします。利用権の設定を受ける方は、長節番、設定をする方は、さん。土地につきましては長節番地、地目は公簿牧場、現況畑で、面積は㎡、利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は10年間、始期は令和4年9月5日公告の日から終期は令和14年11月30日までです。借賃は年額円、10a当たり円で、支払方法は記載のとおりです。27ページに位置図を添付してございます。 以上で番号9番の説明を終わります。
議長	只今、事務局から番号9番の説明がありましたけれども、この件についても、8月18日に現地調査を行い、調整会議を取り行っておりまして、調整委員長には山崎委員がなっておりますので、山崎委員の方から説明願いたいと思います。
委員	はい。2番です。内容等は、事務局の説明の通りでございます。この畑は今まで使われていなかったということですが、周りではさんが、耕作しておりまして、この畑も暗渠等を入れて、畑として使用したいということです。地元としても問題無いということですので、ご審議の程よろしくお願ひします。
議長	只今、山崎委員から説明がありましたけれども、何かあれば受け賜わりたいと思います。ございませんか。
委員	ありません。

議 長	<p>はい。無いということですので、このように決定させていただきます。本日予定しておりました議案の審議は以上でございますが、事務局から連絡事項等ございますか。</p>
局 長 次 長	<p>(連絡事項の報告) 農業委員の公務災害保険の加入について報告。</p> <p>令和 4 年度の利用集積計画の更新、委員会へのタブレットの導入等について資料を基に説明。</p>
議 長	<p>只今、事務局より連絡事項等がありましたが、何かご質問等ございませんか。よろしいですか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>はい。それでは、以上となります。</p>
局 長	<p>はい。それでは、本日の総会を終了させていただきます。閉会にあたり井下会長からご挨拶をいただきます。</p>
会 長	<p>(閉会の挨拶)</p> <p>はい。皆様のご協力を頂きまして、本日予定しておりました案件全て、終了することができました。先ほど申しました通り、今週いっぱい、こんな天気が続く予報となっております。少しでも被害が無く、天気が回復していただいで、畑の作物を収穫できるようになればいいと思っています。コロナの方もみなさんの話を聞いておりますと町内でも、出ておりますので、十分気を付けながら、農作業等、事故にも気を付けて収穫作業にあたってほしいと思います。本日はどうもご苦労さまでした。ありがとうございました。</p>
	<p>閉 会</p>